

神奈川県議会議員



あおやま けいいち
青山 圭一

議会ニュース



マイク1本、旗1本で
街頭にて訴え続けて
25年!!



HP



X(旧ツイッター)



LINE

令和5年第2回定例会 防災警察常任委員会での質疑をご報告いたします。

青山圭一議員：県内の道路標示の量と摩耗の程度、補修の必要性の割合はどのくらいか。

交通規制課長：令和5年4月末現在、県公安委員会が設置している道路標示の総量は、15cm幅換算で約1万5,500km。内訳は、横断歩道が約8,300km、実線が約3,200km、文字・記号が約3,000km。令和2年度から4年度の点検調査で横断歩道で約8割以上消えているのが7.8%、6割以上消えているのが13.4%と判定が出た。通学路点検など各種点検によって補修要望があり、業者点検に加えて、要補修箇所となるケースもある。道路標示は日々摩耗が進んでいるため、継続的な点検によって補修すべき場所を把握していく。

青山圭一議員：直近3年間での交通安全施設整備予算額の推移と、道路標示の補修に要する経費の計上額はどのくらいか。

交通規制課長：交通信号機や道路標識、道路標示の新規設置や更新に要する経費として、交通安全施設整備費が例年計上される。直近3年間の予算額の推移は、令和3年度が約40億5,100万円、令和4年度が約50億500万円、令和5年度が約50億6,400万円。年を追うごとに増額され、老朽化した施設の更新が進むなど一定の効果もある。道路標示の補修に要する経費の推移は、令和3年度が約6億8,000万円、令和4年度が約8億9,000万円、令和5年度が約9億4,700万円と、こちらも同様に増額され、早期補修につなげている。

青山圭一議員：令和5年度における横断歩道の補修はどの程度か。

交通規制課長：令和5年度当初予算における補修事業量は、約308km分。令和5年度6月補正予算案では、100km分の積み増しとなり、合計で約408km分。

青山圭一議員：令和5年度当初予算に加えて6月補正予算案による補修量については理解した。想定される効果はどのようなものか。

交通規制課長：令和5年度のうちに、6割以上が摩耗している横断歩道の約90%の補修を行うことを見込んでいる。令和6年度に補修完了を目指しているところ。

青山圭一議員：補修すべき横断歩道の選定方法、選定にあたり、当該点検作業の頻度や方法を伺う。

交通規制課長：横断歩道の補修は、道路利用者の安全を確保するため、点検結果をその摩耗度合いにより分類。より摩耗が進むなど優先的な対応が必要な箇所を補修箇所として選定し、対応。横断歩道のおおむね8割が消えている箇所を優先箇所として選定するとともに、おおむね6割が消えているなど、一定程度摩耗が進み、県民の皆様から早期補修の声が多い横断歩道も補修対象として選定。令和2年度から始めた委託業者による道路標識・道路標示点検において、県内を3年周期で調査。横断歩道は全数調査を実施しており、その設置場所まで赴き、写真を撮影した後、撮影した画像に摩耗診断ツールを用いる。より摩耗が進んでいるものをA判定、摩耗がなく補修を要しないものをE判定とする5段階評価で撮影された画像を判定する。

青山圭一議員：補修すべき横断歩道を選定してから補修工事に至るまでの流れはどのようなものか。

交通規制課長：県警察では、委託業者による点検結果を基に、優先度をつけて補修箇所を選定。加えて、各警察署に寄せられる補修要望に対しても対応。計上された予算を効果的に遂行するべく、補修に係る材料費や労務費等の諸経費を抑えるため、可能な限り複数箇所の工事を一つの事業としてまとめて発注。それにより、契約のスケールメリットを確保するよう工夫をしている。補修を要する箇所が点在しているなど、そのまま工事設計するには不経済となる場合は、同一区域内で補修を必要とする横断歩道を探し、パッケージ化するのに時間を要する場合がある。

青山圭一議員：補修完了までをスピーディーに進めるために行っている工夫は何か。

交通規制課長：警察本部において補修待ちの状態の有無をチェック。該当箇所の地域が多少離れていても一つの工事として組み合わせ、認知から補修完了までをより迅速に対応できるように努めていく。

青山圭一議員：多少離れていても一定程度の距離であれば、一緒に取組を行っていくのは、非常に画期的なことで期待する。今後の県警察における横断歩道の補修に向けた取組方針について伺う。

交通規制課長：交通の安全と円滑を図り、県民の皆様の安全・安心を確保するため、道路標示をはじめとした交通安全施設を適切に維持管理することは、非常に重要であると認識している。現在、委託業者による道路標示の点検調査では、摩耗診断ツールによる評価結果から優先順位をつけて補修を進めているところ。新たな取組として、県警察が管理する道路標示に加え、道路管理者が管理する区画線についても、その摩耗度合い等を把握することができることとなる。必要な予算の確保に努めながら、横断歩道をはじめとした道路標示の摩耗には、効率的で迅速な対応を図るなど、適切な維持管理を行っていく。

青山圭一議員：調査は、AIを搭載した車により県内を3年周期で実施とのこと。全域を回るのは大変だが、地元の皆様から、この横断歩道が消えていて見にくい、止まれが表示も分からない、と聞く。AIによる取組と同時に、地域の声も拾いながら迅速に対応されるとのこと。状況によっては、3年周期のスパンを短くできるような取組も併せて行ってほしい。



保健師養成に向けた取組
を支援していきます!!

保健師養成に向けて貸付制度導入

神奈川県は、保健師を養成する大学や専門学校などで学ぶ人を対象に、貸付制度を導入。県内の自治体で働く保健師の割合は、人口10万人あたり12.6人で全国で最も低い。保健師の確保が急務であることを鑑み、月4万円を最大2年間貸与する方針。保健師の資格を取得後、県内の自治体で保健師として5年間勤務すれば、返済が免除される仕組み。

高齢者は引き続き
注意を!!
若い方も気をつけて!!

令和4年度神奈川県内における消費生活相談概要

県では消費生活における各種トラブル解決のための助言やあっせんなどを行う消費生活相談を実施。令和4年度の相談概要のとりまとめは下記のとおり。

1. 相談件数の推移

県内の消費生活相談窓口で受け付けた、和4年度の相談総件数(「苦情」と「問合せ」の合計)は、64,143件。前年度の59,767件と比べ7.3%増加。相談総件数のうち「苦情」は59,661件で、前年度の55,229件と比べ、8.0%増加した。

2. 増加傾向にある「定期購入」に関する相談

化粧品や健康食品等の定期購入に関する苦情相談件数は、6,361件で、前年度の3,761件と比べ、約1.7倍と過去最多の件数に。

主な相談事例

- (1) 割引クーポンの利用：最初の段階では、複数回購入が条件ではなかったが、「割引クーポン」を利用すると、気がつかないうちに複数回購入が条件となっていた。
- (2) 解約したいが事業者と連絡が取れない：「いつでも解約可能」と表示があるが、解約には期限があり、事業者と連絡が取れない。

3. 高齢者(契約当事者が65歳以上)の苦情相談

高齢者の苦情相談件数は、17,578件で、前年度の16,249件と比べ、8.2%増加。全体に占める割合は、29.5%で、前年度の29.4%と比べ0.1ポイント増加。

主な相談内容

- (1) 点検商法：屋根や床下、給湯システムの無料点検に訪れた業者に、必要のない工事を強引に契約させられた。
- (2) 訪問購入：着物や靴などの不用品を買い取るという名目で訪問した業者に、強引に貴金属を買い取られた。

4. 若者(契約当事者が30歳未満)の苦情相談

若者の苦情相談件数は、8,128件で、前年度の7,088件と比べ、14.7%増加。全体に占める割合は、13.6%で、前年度12.8%と比べ0.8ポイント増加。特に「エステティックサービス」に関する苦情相談件数は、前年度と比べ約4.7倍に増加。令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたが、過去5年間の相談件数では、18歳は200件から300件台、19歳は300件から400件台で推移している。